

まちづくり交付金 事後評価方法書

倭文庄田地区

平成 21 年 5 月

兵庫県南あわじ市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1 :	生活環境の満足度				
A : 事前評価時の『従前値』の求め方					
従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時(平成16年10月時点)				
実施主体	都市計画課(まちづくり交付金主管課)(旧緑町まちづくり課)				
計測手法	対象地区の全住民を対象に回収方式による満足度調査を実施した。質問は、4項目質問し、それぞれ得点化したのち平均値を従前値として設定した。				
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
計測時期	平成21年7月				
実施主体	都市計画課(まちづくり交付金主管課)				
データの計測手法	<ul style="list-style-type: none">計測時点では、道路工事や花いっぱい運動が終了しておらず、住民満足度を計測することが困難である。そこで地区の協力を得て、住民満足度アンケート(全戸配布)を実施する。				
評価値の求め方	・計画に示されている事業終了後をイメージしてもらい、それぞれに対する満足度を得点化し、その平均値を算出することで、上記調査結果を評価基準(平成22年3月末)における評価値(見込み値)とする。				
確定/見込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確定</td></tr><tr><td></td><td>見込み</td></tr></table>		確定		見込み
	確定				
	見込み				
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方					
フォローアップの必要性	<table border="1"><tr><td></td><td>あり</td></tr><tr><td></td><td>なし</td></tr></table>		あり		なし
	あり				
	なし				
計測時期	道路工事の竣工(平成22年2月予定)から2ヶ月後の平成22年3月予定				
実施主体	都市計画課(まちづくり交付金主管課)				
計測手法	<ul style="list-style-type: none">従前値と同じ計測方法を用い、道路工事の竣工後(平成22年3月予定)に満足調査を実施する。その結果を集計し、公表した値をもって確定値とする。				

指標 2 :	サークル活動団体の数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 16 年 10 月時点）	
実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）（旧緑町まちづくり課）	
計測手法	平成 16 年度の緑町文化協会サークル団体登録者数の内、対象地区で活動するサークル団体を従前値として設定した。	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 21 年 7 月	
実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）	
データの計測手法	平成 21 年度南あわじ市文化協会サークル団体の登録数の内、対象地区で活動するサークル団体を確定値とする。	
評価値の求め方	平成 21 年度南あわじ市文化協会サークル団体は、平成 21 年度当初に確定するため確定値とする。	
確定 / 見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input type="checkbox"/>	見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップの必要性	<input type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
計測時期	-	
実施主体	-	
計測手法	-	

指標 3 :	沿道プランターの数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 16 年 10 月時点）	
実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）（旧緑町まちづくり課）	
計測手法	当該地区における道路沿道にあるプランターを従前値として設定した。	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 21 年 7 月	
実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）	
データの計測手法	花いっぱい運動は終了していないが、プランターの設置については平成 19 年度に実施し平成 21 年度は事業実施の見込みがないため、平成 19 年度の実績を持って確定値とする。	
評価値の求め方	平成 19 年度に実施したプランターの数に計測する。	
確定 / 見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input type="checkbox"/>	見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップの必要性	<input type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
計測時期	-	
実施主体	-	
計測手法	-	

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標 (当初設定した数値目標以外の指標) による効果発現の計測

数値指標:	居住人口				
記述理由	都市再生整備計画区域の整備方針として、「人口定着及び多様な世代が支え合う地域コミュニティに満ちたまちづくりを推進する。」と位置づけているため。				
A: 事前評価時の『従前値』の求め方					
従前値の基準時点	都市再生整備計画採択年度当初における住民基本台帳データ (平成 17 年 3 月末時点)				
実施主体	市民課				
計測手法	平成 17 年 3 月末の住民基本台帳の地区別人口データを抽出し、当地区の居住人口として整理する。				
B: 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
計測時期	平成 21 年 8 月末時点				
実施主体	市民課				
データの計測手法	平成 21 年 8 月末の住民基本台帳の地区別人口データを抽出し、当地区の居住人口として整理する。				
評価値の求め方	平成 21 年 8 月末時点における住民基本台帳のデータと過去の傾向から評価基準日 (平成 22 年 3 月 31 日) の住民基本台帳を推計し、評価値 (見込み値) とする。				
確定 / 見込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確定</td></tr><tr><td></td><td>見込み</td></tr></table>		確定		見込み
	確定				
	見込み				
C: フォローアップ時の『確定値』の求め方					
フォローアップの必要性	<table border="1"><tr><td></td><td>あり</td></tr><tr><td></td><td>なし</td></tr></table>		あり		なし
	あり				
	なし				
計測時期	平成 22 年 3 月末				
実施主体	市民課				
計測手法	平成 22 年 3 月末 (評価基準日) における住民基本台帳の地区別人口データが確定することから、それにより確定値とする。				

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

時 期

確 認 先

確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

・地区住民へ花いっぱい運動への参加を呼びかけ、それをひとつの契機にして住民のまちづくり意識の高揚、まちづくり活動の活性化を図る。

C: 事後評価時の確認方法

対 象

花いっぱい運動の実施状況について確認する。

時 期

交付終了年度(平成21年7月)

確 認 先

生活環境課(住民参加担当課)

確認方法

花いっぱい運動の活動記録で、住民参加プロセスの実行状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

交付期間中において各種の事業を円滑に進め、目標に向けて確実な効果をあげるために、毎年、事業成果について評価や事業の進め方の改善等を行うための行政懇談会を実施する。その結果については、随時、住民に情報公開する。

C: 事後評価時の確認方法

対 象

行政懇談会(庄田自治会及び庄田団地自治会)

時 期

交付終了年度(平成21年7月)

確 認 先

都市計画課(まちづくり交付金主管課)

確認方法

地区の協力を得て、住民満足度アンケート(全戸配布)を実施するとともに、今後のまちづくりの方策を作成するため、庄田自治会及び庄田団地自治会役員を対象に地域住民のご意見をいただき合意形成を図る。

(3) 効果発現要因の整理

時 期	平成 21 年 8 月～ 9 月
実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
検討体制	都市計画課が主管課となり、事業に関わる全ての課（管理課、建設課、生活環境課）による庁内の横断的な組織により、効果発現要因の整理を行う。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

時 期	平成 21 年 9 月
実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
検討体制	都市計画課が主管課となり、事業に関わる全ての課（管理課、建設課、生活環境課）による庁内の横断的な組織により、今後のまちづくり方策の作成を行う。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
時 期	平成 21 年 10 月	平成 22 年 3 月
実施主体	都市計画課	都市計画課
公表方法	広報への掲載により周知し、都市計画課窓口での閲覧、ホームページの掲載により公表する予定。公表期間は 2 週間とする。	広報への掲載、都市計画課での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間は 1 年間、広報は 4 月号に掲載する予定である。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

時 期	平成 21 年 11 月
実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
設置・運用方法	市が新たに、まちづくり交付金評価委員会を設置し、まちづくりの観点から、まちづくり交付金に限定し事業評価を行う予定である。 まちづくり交付金評価委員会は 6 名の委員で構成し、学識経験者として兵庫県立淡路景観園芸学校教授にも参画していただく。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

聴取方法	
------	--

(3) ～ (6) の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

予算措置の状況	ア 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ その他 ()
---------	--

都道府県名	兵庫県
市町村名	南あわじ市
地区名	倭文庄田地区
計画期間	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度
作成者	部署 都市整備部都市計画課 役職 係長 氏名 福田 晃久
連絡先	T E L 0799 - 37 - 3016 F A X 0799 - 37 - 3035 E-mail toshikeikaku@city.minamiawaji.hyogo.jp